現行					改正			
別表第4号					別表第4号			
<u>危険品</u>					<u>危険品</u>			
品目番号	危険品の品目		適用除外の物品	品目番号		危険品の品目	適用除外の物品	
1	火	(1) 火薬	次の各号に掲げる物品は、手	1	火	(1) 火薬	次の各号に掲げる物品は、手	
	薬	イ 黒色火薬、その他硝酸塩を	回り品として車内に持ち込むこ		薬	イ 黒色火薬、その他硝酸塩を	回り品として車内に持ち込むこ	
	類	主とする火薬	とができる。		類	主とする火薬	とができる。	
		ロ 無煙火薬、その他硝酸エス	(1) 銃用火薬で、容器・荷造とも			ロ 無煙火薬、その他硝酸エス	(1) 銃用火薬で、容器・荷造とも	
		テルを主とする火薬	の重量が1キログラム以内の			テルを主とする火薬	の重量が1キログラム以内の	
		ハ 過塩素酸塩を主とする火	もの。			ハ 過塩素酸塩を主とする火	もの。	
		薬	(2) 振動・衝撃等によって発火			薬	(2) 振動・衝撃等によって発火	
		(2) 爆薬	するおそれのない容器に収納			(2) 爆薬	するおそれのない容器に収納	
		イ 雷こう、その他の起爆薬	した銃用雷管又は銃用雷管付			イ 雷こう、その他の起爆薬	した銃用雷管又は銃用雷管付	
		口 硝安爆薬	薬きょうで 400 個以内のもの。			口 硝安爆薬	薬きょうで400個以内のもの。	
		ハ 塩素酸カリ爆薬	(3) 銃用実包又は銃用空包で、			ハ 塩素酸カリ爆薬	(3) 銃用実包又は銃用空包で、	
		ニ カーリット	弾帯又は薬ごうにそう入し、			ニ カーリット	弾帯又は薬ごうにそう入し、	
		ホ その他の硝酸塩、塩素酸塩	又は振動・衝撃等によって発			ホ その他の硝酸塩、塩素酸塩	又は振動・衝撃等によって発	
		又は過塩素酸塩を主とする	火するおそれのない容器に収			又は過塩素酸塩を主とする	火するおそれのない容器に収	
		爆薬	納した 200 個以内のもの。			爆薬	納した 200 個以内 <u>(競技用の</u>	
		へ 硝酸エステル				へ 硝酸エステル	口径0.22インチ以内のライフ	
		トダイナマイト類				ト ダイナマイト類	ル銃用実包又は拳銃用実包に	
		チ ニトロ化合物とこれを主				チ ニトロ化合物とこれを主	<u>あっては800個以内)</u> のもの。	
		とする爆薬				とする爆薬		
		(3) 火工品				(3) 火工品		
		雷管、実包、空包、信管、火				雷管、実包、空包、信管、火		
		管、導爆線、雷管又は火管付薬				管、導爆線、雷管又は火管付薬		
		きょう、火薬又は爆薬を装てん				きょう、火薬又は爆薬を装てん		

現行	改正		
した弾丸類、星火を発する榴 弾、救命索発射器用ロケット、 その他の火工品	した弾丸類、星火を発する榴 弾、救命索発射器用ロケット、 その他の火工品		
(以下略)	(以下略)		

附則

この通達は、令和2年1月31日から施行する。